

仕様書

1 件名

特定自転車駐車場利用申請受付業務委託

2 目的

墨田区自転車等の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例、同条例施行規則に基づき、特定自転車駐車場の利用登録管理業務を委託する。業務委託にあたり受託者は、運用システム及び連携する既存システムに係る高度かつ専門的な技術力をもとに、より効率的な運用・手段等を創出していくものとする。

3 履行期間

契約日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

墨田区指定の場所

5 委託内容

区民等が、特定自転車駐車場を利用するにあたり、受託者は、以下に掲げる業務を包括的に行う。この場合において、利用者のオンライン申請やキャッシュレス決済の利用を促進し、利用者が円滑かつ利便性の高い方法で申請から利用まで行えるようにシステムを運用する。

- (1) 特定自転車駐車場利用者募集
- (2) 利用申請受付
- (3) 利用申請登録及び辞退登録
- (4) 利用承認証の発行及び回収
- (5) 利用者情報管理
- (6) 使用料収納情報管理及び返還に係る事務
- (7) 次年度利用者募集
- (8) 次年度利用申請に係る抽選
- (9) 利用待機者の繰上げ
- (10) 利用者からの問合せ及び陳情対応
- (11) ゲートシステムとの連携
- (12) 申請状況及び利用状況等集計、実態把握

6 墨田区特定自転車駐車場

別紙「自転車駐車場一覧」のとおり

7 申請件数等（参考） 令和7年度件数

	申請件数		承認件数	繰上件数	支払件数（第1種のみ）	
一次募集	WEB申請	4,319	4,673	346	WEB決済	2,277
	紙申請	1,289			納付書	655
二次募集	WEB申請	538	580	12	WEB決済	182
	紙申請	85			納付書	14
通年募集	WEB申請	1,551	1,698	123	WEB決済	765
	紙申請	96			納付書	110
総計	WEB申請	6,408	6,951	481	WEB決済	3,224
	紙申請	1,470			納付書	779

8 従事責任者等

- (1) 受託者は、業務に従事する者（以下「従事者」という。）の中から責任者及び副責任者を定め、連絡先（緊急時連絡先を含む）とともに契約締結後速やかに区に報告すること。
- (2) 受託者は、責任者及び副責任者に従事者の指揮監督業務、人員配置調整、区との連絡調整、その他必要な事項を処理させること。また、責任者及び副責任者が休暇その他やむを得ず業務に従事できない場合は、責任者の権限を代行させる者を定め、区に報告すること。

9 業務に係る機器等

業務に係る必要な機器及び消耗品、電話回線の使用料及び通話料は受託者の負担とする。

10 区の調査等

受託者は、区から求めがあった場合、利用申請受付業務の処理状況、統計等委託業務に関することについて調査を行い、報告しなければならない。

11 事故等の留意事項

受託者は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるときは直ちに区に報告するとともに、適切な措置を講じること。これに要する経費は受託者の負担とする。

12 支払方法

毎月払い。履行完了検査後、請求に基づき支払う。

13 遵守事項

- (1) 受託者は、受領した利用申請書、添付書類及び個人情報が含まれたデータが記録された媒体等を運搬する際は、施錠できる鞆等に入れて行うこと。
- (2) 受託者は、受領した利用申請書、添付書類及び個人情報が含まれたデータが記録された媒体等を、施錠できるキャビネットに保管すること。

14 受託者提出書類一覧

- (1) 責任者及び副責任者氏名並びに連絡先
- (2) 申請書受領書

(3) 抽選結果、利用者名簿及び補欠者名簿、繰上数一覧等

15 その他

(1) 本業務を遂行するに当たり、日本工業規格に適合した「プライバシーマーク」等の認証を取得していること。

(2) 業務中に発生した事故・トラブル等については直ちに区に報告すること。なお、受託者に起因するものに関しては、受託者の責任で処理するものとし、処理結果をすみやかに区に報告すること。

(3) この仕様書に定める事項について、又は疑義が生じた場合は、区と受託者の協議により決定する。

16 担当

墨田区都市整備部土木管理課交通安全担当
電話 03(5608)6203(直通)
FAX 03(5608)6410
メール KOUTSUANZEN@city.sumida.lg.jp